

監査公表第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、建設部に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成31年 1 月 3 1 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

平成30年度建設部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年10月26日（金）

2 監査の対象

建設部

道路河川課（郊外生活基盤整備室）、公共交通用地対策室、農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室、公設地方卸売市場、黒河農村ふれあい会館、農産物直売所、野坂いこいの森）、住宅政策課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

また、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

（2）各種補助金について

交付団体からの関係書類受付時には、補助金の目的に沿った使われ方をしているか活動状況や記載内容を十分確認し、適正な補助金の支出及び団体事業の指導に努めていただきたい。